

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 経営改善課	
件 名	ふるさと犬山応援寄附金記念品取扱い業務	
契 約 内 容	ふるさと納税に係る返礼品（ふるさと犬山応援寄附金記念品）の調達から寄附者への配送手続きに係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月4日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	随時	
契 約 相 手 方	記念品提案事業者（随時募集）	
契 約 金 額	7,560円から75,600円の範囲内 (提案記念品により異なる)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	記念品の募集にあたり、市内の特産品、製造及び販売品を広く公平に取り扱うため、市内事業者から幅広く提案を募集し、採用を行った。これにより、記念品の調達から配送手続きに関する業務は、当該記念品を提供する事業者が行うことがもつとも合理的かつ経済的であるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、提案事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 経営改善課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 経営改善課	
件 名	犬山市新公会計財務書類作成支援システムASPサービス使用	
契 約 内 容	新公会計制度に基づき、財務諸表4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）等財務書類を作成するための、支援システムの使用料。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	ジャパンシステム株式会社	
契 約 金 額	7,223,904円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本システムサービスの使用については、平成25年度にプロポーザルで実施した「犬山市新公会計財務書類作成支援及び関連システム構築業務企画提案競技」で選定された業務であり、特定の業者でしか提供できないサービスのため、競争入札に適さないものである。</p> <p style="text-align: center;">（契約期間：平成26年2月1日から平成31年1月31日）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 経営改善課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	人事給与総合システム使用業務	
契 約 内 容	システムの使用（職員の出勤管理、時間外、休暇情報等の管理、給与計算等） システムの維持、管理、運用支援（サーバ及び専用端末使用に係る経費、通信料を含む） システムトラブル時の復旧対応 システム監視（パフォーマンス管理等）	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	富士電機株式会社 中部支社	
契 約 金 額	3,888,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、パッケージシステムを使用しており、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは、システム開発及び導入作業を行った事業者に限られる。また、使用するサーバーについても当該事業者が管理しているため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p> <p>なお、システム導入時は、5年以上のシステム使用継続を前提にプロポーザルを行い、使用システム及び業者の決定を行っている。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	犬山市例規集データベースシステム委託業務契約	
契 約 内 容	随時更新可能な例規及び法令の管理システムの構築に係る業務並びに例規の立案支援、判例検索等の機能を備えたシステムの構築に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	第一法規株式会社	
契 約 金 額	維持管理 1,706,832円、 更新(単価)1件 2,808円から10,800円までの範囲内 予定総額 4,765,392円(平成29年度) 更新200件、修正20件、要綱登載130件	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	他の事業者が開発するシステムにおいては、当市が使用するワープロソフト(Kingsoft Writer)に対応していないこと及び地方自治法等各種法令の逐条解説、質疑応答等について検索、閲覧等ができないことから、入札を行わないこととし、上記の選定業者に決定した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	介護保険制度所得指標見直し等対応業務	
契 約 内 容	介護保険制度の所得指標の見直し、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療介護合算介護予防サービス費相当事業の国保連への委託に関する対応に関する介護保険システムの改修業務	
契 約 期 間	平成29年5月8日から平成29年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月8日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	2,635,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	基幹系情報処理システム保守委託	
契 約 内 容	基幹系情報処理システムのハードウェア及びソフトウェアの保守に係る業務 ハードウェアの定期点検、障害対応、機器構成管理 等 ソフトウェアの不具合対応、制度改正対応 等 業務運用における主要イベントの事前確認、障害対応、問い合わせ対応、中間標準レイアウトデータ抽出 等	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	34,538,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	財務会計システムソフトウェア保守業務委託	
契 約 内 容	財務会計システムソフトウェア保守業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	491,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	財務会計システムソフト保守業務	
契 約 内 容	財務会計システムの維持、管理、運用支援に係る業務 本市の財務会計システムの維持、管理、運用支援 定例会議の開催、財務会計システムの修正プログラムの適用、 定期的なログ確認等による財務会計システムの維持、管理 あいち電子自治体推進協議会等によるセキュリティ監査指摘事項への対応 システムトラブル時の復旧、問い合わせ対応等の運用支援	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社三重電子計算センター	
契 約 金 額	1,911,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは本市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	住民基本台帳ネットワークシステム保守委託	
契 約 内 容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守作業に関する業務 CS業務アプリケーションのオーバーライト適用作業、住民基本台帳ネットワークシステムの障害対応支援、既存住記システムとの本人確認情報整合処理支援	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	1,944,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	本システムはパッケージシステムである住民記録システム及び戸籍システムと連携を行っており、安定稼働のための保守を行うことができるのは既存住民記録システムの構築業者に限られるため、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	住民情報システム個人番号制度対応業務（平成29年度分）	
契 約 内 容	住民情報システム番号法対応改修モジュールの提供及び適用作業 住民情報システムにおける情報照会テスト準備、情報照会テスト、差分符号取得、本番用副本データ登録、差分副本データ登録に関する技術支援及び情報提供	
契 約 期 間	平成29年4月13日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月13日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	12,139,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	全国町字ファイル保守業務	
契 約 内 容	全国の町・字情報の異動内容を毎月更新し、最新の状態に維持管理する業務 最新の全国町・字ファイルのデータ提供	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	地方公共団体情報システム機構	
契 約 金 額	172,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	町・字情報の保守並びにデータ提供を全国規模で行っているところがほかにはなく、各地方公共団体相互のデータ提供により維持管理されていることから、その性質及び目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	単票シーラー点検保守業務	
契 約 内 容	単票シーラーの定期点検、清掃と注油、部品交換	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社ジェイエスキューブ	
契 約 金 額	81,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	保守対象機器はトッパン・フォームズ株式会社が制作し、機器自体が特殊な装置であるため、その保守技術のサービスを行うことができるのが、メーカー系列の保守会社に限定されるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	統合型GIS等システム保守委託	
契 約 内 容	統合型GIS等システムに係る地図データ更新、教育・研修、運営支援、機能拡張作業、障害・緊急対応等に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	3,086,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課、教育部 学校教育課	
件 名	内部情報系システム包括的業務委託	
契 約 内 容	市長部局のグループウェア、サーバ、パソコン及びネットワーク運用・保守、セキュリティ対策、システムの利活用と業務運営支援 教育委員会の校務・授業支援、メールシステム、サーバ、パソコン及びネットワーク運用・保守、セキュリティ対策、システムの利活用と業務運営支援	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成29年8月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社	
契 約 金 額	20,178,180円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	現行の契約の延長であるため、委託することができる業者は現行の委託業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、現行の委託業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課、教育部 学校教育課